

令和5年度 第1回長岡市障害者施策推進協議会 質問・意見に対する回答

項目1

【資料No. 1-2】長岡市障害者施策推進協議会規則第8条に係る規定（案）について。書面会議の実施の1「やむを得ない理由により会議を開催できない」の部分「やむを得ない理由により対面による会議を開催できない」に修正した方がよいと思う。また、コロナ禍等により、書面だけでなくオンライン会議等も増えているため、「書面による会議」の部分「書面等による会議」に修正するとよいかと思う。

(回答)

- ・「やむを得ない理由により会議を開催できない」の部分、ご指摘のとおり「やむを得ない理由により対面による会議を開催できない」に修正したいと考えております。
- ・「書面による会議」の部分については、「等」は追加せず当初どおりとしたいと考えております。理由は、当市法規担当課に確認したところ、オンライン会議については、対面による会議と同等にとらえることができるとの回答があったことに加え、現状、対面による会議（オンライン会議含む）と書面会議以外の方法は予定していないことによるものです。

⇒委員の皆様から承認いただいたため、別添のとおり定めることとします。

項目2

【資料No. 2-1】第6期長岡市障害者基本計画令和4年度主要事業実施状況の整理番号10「乳幼児健康診査事業」について。乳幼児健診の実施数は出ているが、項目としては早期発見ということ。事業概要にある発達の遅れや障害の早期発見について、1歳半や3歳児健診の場合に、かなり厚労省から指摘が入ってると思うが、概ね何%ぐらいのお子さんが、相談や精査などにまわっているか、わかれば教えてほしい。

(回答)

- ・1歳6か月児・3歳児健診では、問診や保護者の相談から、発達の遅れの心配がある方に、臨床心理士による相談を紹介しています。また小児科医師の診察で医療につながる必要があると判断された方には、精密検査の受診票をお渡ししています。
- ・1歳6か月児健診では、令和4年度1,584人受診し、臨床心理士の相談につながった人が健診受診者の7.2%、精密検査の対象となった人が健診受診者の1.3%で、健診受診者の1.1%が精密検査の結果、精神発達障害という診断を受けました。
- ・3歳児健診では、令和4年度1,713人受診し、臨床心理士による相談につながった人が健診受診者の5.8%、精密検査の対象となった人が健診受診者の1.9%で、健診受診者の1.5%が精密検査の結果、精神発達障害、0.2%が情緒行動上の問題という診断を受けました。
- ・臨床心理士による相談や精密検査受診者は年々増加傾向にあります。

項目2-2

項目2の回答について、用語が不明な部分がある。「精神発達障害」は、どのような意味か。「知的能力障害」なのか「発達障害」なのか「神経発達障害」なのか。恐らくDSM-5の診断分類のなかの「神経発達障害」と推測するがいかがか。

(回答)

1歳6か月児・3歳児健診の結果は、県がとりまとめる母子保健事業報告の項目に合わせ、集計しています。その中に「精神発達障害」という項目があり、これには、喃語が出ない、視線が合わない、発語不明瞭、精神発達遅滞、言語発達遅滞など該当する方を計上することになっています。そのため、「精神発達障害」に、知的能力障害も、発達障害も、神経発達障害も含まれています。

項目3

【資料 No. 2-1】第6期長岡市障害者基本計画令和4年度主要事業実施状況の「令和4年度実績等説明及び評価」の部分について。現状、実績と評価の記入があるが、課題についても記入してほしい。

(回答)

ご指摘を踏まえ、令和5年度の実績報告時から、評価として各事業の成果と課題を明記するように変更し、次年度の事業改善に向けた取り組みにしたいと考えております。

なお、令和4年度を含めた現状の課題については、次期計画の各論部分に施策の体系に沿って掲載するため、第3回協議会でお示しする資料で確認いただきたいと思っております。

その他意見 ※頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

- ・会議時間が短いため説明についていくのが精一杯だった。各々が資料を読み少なからず想いや意見などを持っていると思うため、聞いてもらえるとさらに問題や課題解決策などが見えて、よりよい施策に結び付けられるのではないかと思う。
- ・当日配布資料の「KIMIOTO」を長岡市のサイトで検索したが、PDFにたどり着くまでが大変だと感じた。トモシアと併せて独立したサイトにした方が「なんとなく困って検索する」漠然とした人の目に触れやすいのではと思った。（市のサイトは文字列ばかりで直感的ではないため。）
- ・ともしび運動について、30年以上前から「ポスター募集」という内容が変わっていないため、時代に合わせたアップデートをしてもよいのではと感じた。
- ・会議に参加し、資料を見たり発言された意見を聞いたりするなかで、暮らしやすいまちづくりに努力しているのはわかった。しかし、一般市民には全く響いていない気がする。思い切った改革、全く別の発想が必要な気がする。若い人の発想を取り入れてはどうか。

長岡市障害者施策推進協議会規則第8条に係る規程

書面会議の実施

- 1 規則第5条第1項の規定により、協議会の会議は、委員長が招集することとあるが、やむを得ない理由により対面による会議を開催できないと委員長が認めるときは、書面による会議を開催できるものとし、各委員の意見を聴取できる。
- 2 規則第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとあるが、書面会議の場合は、委員の書面による意見の提出によって出席扱いとし、議決権を行使できるものとする。
- 3 書面により意見の提出については、提出期限を定め、どの委員の意見であるかを把握するため、必ず氏名を記載し提出することとし、意見がない場合は「意見なし」として提出するものとする。
- 4 過半数以上の書面が提出され、会議が成立した時点で報酬を支払うことができる。

議事録の作成

- 1 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録の作成にあたっては、理解しやすい公開議事録を目指し、言い間違い等は発言者の趣旨を損なわない程度に修正を行っても構わない。
- 3 議事録は、公表前に当該会議に出席した委員から内容の確認を受けなければならない。